

千葉県告示第89号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年2月8日

千葉市長 神谷俊一

(変更)

	施術者		施術所		変更年月日
	氏名	住所	名称	所在地	
変更後	鈴木 孝昌	(省略)	わか治療院訪問 鍼灸マッサージ	千葉市若葉区 多部田町 564-1	令和5年1月5日
		(省略)			

(追加)

	施術者		施術所		追加年月日
	氏名	住所	名称	所在地	
	小池 祐輔	(省略)	フレアス在宅 マッサージ鶴の森	千葉市中央区 鶴の森町 18-3	令和4年12月1日